

平成24年第1回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成24年 3月 7日
 本日の会議 平成24年 3月12日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

14番 野中 健次 議員

職務のため出席した者

議会事務局 長 葉山 義文 君 議事課 長 酒井喜代彦 君
 参 事 浜野 洋子 君

説明のため出席した者

町 長 葉山 友昭 君	副 町 長 浜野 哲夫 君
教 育 長 黒田 義和 君	会 計 管 理 者 開 敏昭 君
総 務 部 長 畑口 直美 君	企 画 振 興 部 長 山田 譲二 君
生 活 福 祉 部 長 田村 俊一 君	建 設 部 長 平野 光夫 君
水 道 局 長 豊竹 雄三 君	教 育 次 長 柿本 透 君
教 育 委 員 会 理 事 勝本 真二 君	政 策 推 進 室 長 松添 高明 君
総 務 課 長 鈴木 典秀 君	財 務 課 長 古賀 洋 君
管 財 課 長 山本 学 君	税 務 課 長 宮崎 望 君
収 納 推 進 課 長 村山 政秀 君	企 画 課 長 酒井 通博 君
地 域 政 策 課 長 中山 祐一 君	環 境 対 策 課 長 益富 雅彦 君
健 康 保 険 課 長 田島 弘明 君	介 護 保 険 課 長 藤井 尚武 君
福 祉 課 長 平田 清史 君	農 林 水 産 課 長 山下多喜男 君
管 理 課 長 吉村 了 君	都 市 整 備 課 長 日野 勉 君
水 道 課 長 馬木 信一 君	下 水 道 課 長 浦川 圭一 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 森川 敏幸 君	生 涯 学 習 課 長 和泉 嘉彦 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 吉村 邦彦 君	会 計 課 長 山本美智恵 君
監 査 事 務 局 長 村田 和則 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 村山 和聡 君

会議録署名議員

15番 山口 憲一郎 議員

16番 堤 理志 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 14時06分

平成24年第1回長与町議会定例会

議事日程（第4号）

平成24年 3月12日（月）

午前 9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	1	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	
2	2	長与町印鑑条例の一部を改正する条例	※文厚
3	3	長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例	※文厚
4	4	長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例	※建産
5	5	長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例	※文厚
6	6	長与町図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※文厚
7	7	長与町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例	※建産
8	8	長与町地域自立支援協議会条例	※文厚
9	9	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※文厚
10	10	長与町税条例の一部を改正する条例	※総務
11	11	長与町介護保険条例の一部を改正する条例	※文厚
12	12	町道路線の認定について	※建産
13	13	平成23年度長与町一般会計補正予算（第5号）	※総務
14	14	平成23年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	※文厚
15	15	平成23年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	※文厚
16	16	平成23年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）	※文厚

17	17	平成23年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	※建産
18	18	平成23年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）	※建産
19	19	平成24年度長与町一般会計予算	※総務
20	20	平成24年度長与町駐車場事業特別会計予算	※総務
21	21	平成24年度長与町国民健康保険特別会計予算	※文厚
22	22	平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	※文厚
23	23	平成24年度長与町介護保険特別会計予算	※文厚
24	24	平成24年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計予算	※建産
25	25	平成24年度長与町水道事業会計予算	※建産
26	26	平成24年度長与町下水道事業会計予算	※建産
27	27	人権擁護委員の推薦について	

※付託予定の委員会

(開会 9時30分)

議長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、議案第1号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

葉山町長。

町長

(葉山友昭君)

皆様、おはようございます。

いよいよ本日から議案の御審議をお願いをいたすわけでございますが、どうぞよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

早速ただいま上程をしていただきました議案第1号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、外海地区衛生施設組合が平成24年3月31日をもって長崎縣市町村総合事務組合から脱退することに伴い、本組合を組織する地方公共団体の数の減少及び本組規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更点につきましては、別表第1の組合を組織する組合市町村及び別表第2の組合の共同処理する事務と団体を改めるもので、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上が本案の主な内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第1号の討論を行います。

反対、賛成、いずれでも結構です。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
討論なしと認めます。
討論を終わります。
これから、日程第1、議案第1号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第2、議案第2号、長与町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
葉山町長。

町 長 (葉山友昭君)
議案第2号、長与町印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。
我が国に入国・残留する外国人が年々増加していることを背景に、外国人の公正な在留管理を行うとともに、外国人の利便の増進及び市町村等の合理化を図るため、平成21年7月15日、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が公布され、新たな在留管理制度が導入されることになりました。
この新たな在留管理制度の導入に伴って、現行の外国人登録制度は廃止され、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるために住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日に施行されます。
住民基本台帳法の一部を改正する法律の主な改正点は、外国人住民が住民基本台帳法の適用により、外国人住民についても住民票が作成されるものでございます。
本条例は、これに伴い、長与町印鑑条例についての所要の改正を行うものでございます。
主な改正点といたしまして、第2条及び第4条の改正は、外国人登録法の廃止に伴う印鑑の登録資格及び登録制限について条文を整理するものでございます。
第6条の改正は、外国人の印鑑登録事項を加えるとともに、登録された事項についての磁気媒体等での調整を加えるものでございます。
第11条及び第12条の改正につきましては、印鑑登録の消除及び印鑑登録証明書について、条文を整理するものでございます。
附則につきましては、第1条において、この条例を法律の施行日に合わせ平成24年7月9日から施行することとし、第2条において印鑑登録の取り扱いについて経過措置を定めるものでございます。

以上が本議案の主な内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第2号は、文教厚生常任委員会に付託します。
お諮りします。
ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第2号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。
日程第3、議案第3号、長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
葉山町長。

町 長 (葉山友昭君)
議案第3号、長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。
先ほど提案をいたしました長与町印鑑条例の一部を改正する条例にて説明をいたしましたとおり、新たな在留管理制度の導入に伴い現行の外国人登録制度が廃止され、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるために住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日に施行されます。
本条例は、これに伴い、長与町国民健康保険条例について、所要の改正を行うものでございます。
改正の内容につきましては、第4条に規定をいたしております被保険者とする外国人等について、外国人登録法の廃止により削除するものでございます。
附則でございますが、この条例は法律の施行日と合わせ、平成24年7月9日から施行するものでございます。
以上が本議案の主な内容でございます。よろしく御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第3号は、文教厚生常任委員会に付託します。
お諮りします。
ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第3号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。
日程第4、議案第4号、長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
葉山町長。

町 長 (葉山友昭君)
議案第4号、長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。
国におきましては、地方公共団体との関係を対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップへ根本的に転換をし、地域のことは地域の住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくため、地域主権改革を進めております。
こうした取り組みとして、国の義務づけ・枠づけの見直しと条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化などを柱とした地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次地域主権改革一括法が平成23年5月2日に公布され、42の法律が整備をされました。
また、義務づけ・枠づけの見直しと条例制定権の拡大に加え、基礎自治体への権限移譲を盛り込んだ第2次地域主権改革一括法が平成23年8月30日に公布され、188の法律が整備されたところでございます。
本条例は、第2次地域主権改革一括法により水道法が改正をされ、水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に

ついて条例に委任されたことに伴い、新たに制定するものでございます。

それでは、条文に沿って御説明を申し上げます。

第1条では、本条例の目的を規定をいたしております。

第2条では、布設工事監督者を配置する工事の基準を規定しており、水道法第3条第8項に規定する水道施設の新設工事のほか、第1号及び第2号に掲げる工事といたしております。

第3条では布設工事監督者の資格基準を、第4条では水道技術管理者の資格基準をそれぞれ規定をいたしております。

これらの者の基準を定めるに当たっては、政令で定める資格を参酌することとなっており、水道法施行令及び水道法施行規則の規定に基づき、必要な学歴や実務経験について定めるものでございます。

なお、附則におきましては、本条例の施行日を平成24年4月1日といたしております。

以上が本案の主な内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

18番。ただいま説明をいただいたんですが、ちょっとまだ十分理解できておりません。委員会に付託される予定ですが、少しだけ全体わかるような中身でお答えいただきたいと思っておりますけど、つまりこの今回の提案では地域主権改革のそういう法整備の中で、これまでは水道法に基づいてこうしたいいわゆる管理責任の部分が整備されてたのをその法律の改正によって長与町で条例を制定するというので、具体的にはこの中身自体がいろいろ工事監督者だとか水道技術者の管理だとかという部分が変わってくるというわけではないというふうな形で確認していいものなのか。いわゆる工事をする側は特別何ら変わらないと、法律と条例というふうな形で変わっていくというふうな形でとらえてよろしいものなのか、そこをお伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

馬木水道課長。

水道課長 (馬木信一君)

お答えいたします。

今までは水道法施行規則、水道法施行令によって、それに準じて工事とか資格基準を参考にしておりましたけど、今度は新たに地方公共団体の条例で定めなさいというふうに決まりましたので、そちらの方で資格を基準を決めて、それに基づいて工事とか行うようになるということでございます。以上です。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)
 済みません。ちょっとよく聞き取れなかったんですけども、何かじゃあ、変わる部分があるのならば少し具体的にどこがどういうふうになるものなのかということも教えていただきたいというのと、つまりこういう部分は今までは条文で制定されてて、町が具体的に何かをしなければならないということはなかったと思うんですけども、これによって町が何をすべきことになってくるものなのか、その辺も含めて、いわゆる新たな仕事という部分ではどういうものが発生してくるものなのか教えていただきたいと思います。

議長 (山口経正議員)
 馬木水道課長。

水道課長 (馬木信一君)
 今までとこれが制定されたことによって変わる部分はありません。新たな部分も発生をいたしません。以上です。

議長 (山口経正議員)
 河野議員。

18番 (河野龍二議員)
 わかりました。つまりいわゆる法整備の中で法律で定められた部分が条例に変わってきたということで、具体的に何か変わるという部分がないということですけども、例えばこれは配置だとか工事をするに当たってのそういう部分なのかなというふうに思うんですが、いわばこの上位法があった中でも特別これによってその担当するその、いわゆるこれは県になるんですかね、県なりが何かをこういう条文に基づいて具体的にやってた仕事というのはどういうものなのですかね。わかりますかね。この条例、いわば上位法があったと思うんですよね、水道法の。それが変わったということで、水道法があった時点でいわばこの法律を管理する上で仕事やっていく分は県だったのかなというふうな感じがするんですが、その県においてこの法律に基づいての重立った仕事というのはどういうものだったのかなと、ちょっとそこら辺をわかれば説明していただきたいと思います。

議長 (山口経正議員)
 馬木水道課長。

水道課長 (馬木信一君)
 県ではなくて町の方で行う部分がございます。一応町の方で行ったということで理解をしていただきたいと思います。

議長 (山口経正議員)
 今までの。もう一回。

水道課長 (馬木信一君)
 町の方で行ってる部分でございます。県ではなくて町の方で行った部分でございます。以上です。

議長 (山口経正議員)
 いいですか。
 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第4号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第4号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第5、議案第5号、長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

葉山町長。

町 長

(葉山友昭君)

議案第5号、長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

先ほど御提案をいたしました議案第4号において御説明をいたしましたとおり、国における地域主権改革の取り組みとして、地域主権一括法が公布されたところでございます。

本条例は、第2次地域主権改革一括法により社会教育法が改正をされ、公民館運営審議会委員の委嘱の基準に関する規定について条例へ委任されたため、所要の改正を行うものでございます。

条例の主な改正点といたしましては、第6条第1項の改正は、これまでの社会教育法により引用しておりました委員の委嘱の基準について、文部科学省令に基づき、条例の中に明記するものでございます。

また、同条第2項・第3項の改正は、図書館協議会との整合を図るため条文を整理し、第2項で委員の定数を、第3項で委員の任期について規定するものでございます。

なお、附則につきましては、本条例の施行日を平成24年4月1日といたしております。

以上が本案の主な内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑行います。

質疑はありませんか。

1 2 番 1 2 番 1 2 番、喜々津英世議員。
 (喜々津英世議員)

1 点お尋ねをいたします。従来の第 6 条 3 項では、特別の事情が生じた場合は教育委員会は任期中であっても解職することができるというものがうたわれてあったんですが、めったにこういう解職することができるというのはほかの審議会委員とかそういったものはなかったんですが、これだけ残ったのは、外したというのはどういう事情があって外されたのか、それを尋ねたい。

議 長 (山口経正議員)
 和泉生涯学習課長。
 生涯学習 (和泉嘉彦君)
 課 長 先ほど町長の提案理由の中にもございましたけれども、他の委員会との整合性を図るための条文整理というのが一つございます。

議 長 それとこれまで解職というような事例というものございません。近隣の条例等の調査をいたしました結果、この条文は必要はないというふうに判断をさせて今回条文の整理をさせていただきました。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
 ほかに質疑ありませんか。
 (「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
 質疑なしと認めます。
 これで質疑終わります。
 ただいま議題となっています議案第 5 号は、文教厚生常任委員会に付託します。
 お諮りします。
 ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第 5 号は、会議規則第 4 6 条第 1 項の規定によって、3 月 2 2 日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

議 長 御異議ありませんか。
 (「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
 異議なしと認めます。
 よって、議案第 5 号は、3 月 2 2 日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

町 長 日程第 6、議案第 6 号、長与町図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。
 本案について、提案理由の説明を求めます。
 葉山町長。
 (葉山友昭君)
 議案第 6 号、長与町図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

先ほど御提案を申し上げた議案第4号において説明をいたしましたとおり、国における地域主権改革の取り組みとして、地域主権改革一括法が公布されたところでございます。

本条例は、第2次地域主権改革一括法により図書館法が改正をされ、図書館協議会委員の任命の基準に関する規定について条例へ委任されたため、所要の改正を行うものでございます。

条例の主な改正点といたしまして、第1条の改正は、条例の制定根拠として図書館法第16条を追加をし、図書館協議会に関する規定を条例で定めることを明文化したものでございます。

また、第6条の2については、第1項で協議会委員の任命の基準を、第2項で委員の定数を、第3項で委員の任期をそれぞれ規定するものでございます。

以上が本案の主な内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第6号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第7、議案第7号、長与町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

葉山町長。

町 長 (葉山友昭君)

議案第7号、長与町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本町の町営住宅の現状につきましては、東高田、西高田及び岡岬町営住宅

の3団地で164世帯が入居をされている状況でございます。

今回の改正は、先ほど御提案を申し上げました国における地域主権改革の取り組みとして公布をされました第1次地域主権改革一括法により公営住宅法の一部が改正をされたため、所要の改正を行い、あわせて例規の見直しによる条文の整理を行うものでございます。

主な改正内容についてでございますが、第6条の改正は、公営住宅法第23条第1項第1号の入居者資格のうち、同居親族要件が法律の施行日をもって廃止となるため、本町におきましては、引き続き同居親族要件を必要といたしたく、条例において措置を行い、所要の改正を行うものでございます。

第7条、第29条及び第52条の改正は、第6条の改正に伴う条文整理でございます。

また、これらにあわせ条文を明確にするために、条例全般にわたり「公営住宅」または「住宅」と規定している箇所につきまして、その内容に応じ「町営住宅」に語句を整理・統一をいたしております。

なお、附則におきましては、この条例の施行日を平成24年4月1日といたしております。

以上が本案の主な内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑行います。

質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

ここまでが大体議案4号から7号までがこの地域主権改革の法整備の中での条例の改正等々ですが、まずはやはり先ほどのやりとりの中で特に法律に基づいて自治体が仕事してた部分を条例に変えていくという部分なのかなというふうな感じがしていますが、そもそもこのいわゆる地域主権改革という法の必要性と申しますか、その具体的なものをもう少し詳しく説明していただければ。ここによると地域の自主性及び自立性を高めるということでありまして、この法律の改定に当たっての根拠と申しますか、国の上位法で変わってきたというところがあるんでしょうけれども、どのように受けとめられていらっしゃるのか、その辺のことを少しお伺いしたいなというふうに思いますが。

議 長 (山口経正議員)

葉山町長。

町 長 (葉山友昭君)

今の御指摘になりました考え方でありましてけれども、今、政府は、地域主権ということで、これ地方分権等々の問題からこういう問題が出てくるんですよということを国は説明をしておられます。

しかし、これはもう長崎県の町村会もそうでありましてけれども、先般全国の町村会の中でも一方的に押しつけをするな、もっと国と地方が対等な立場

でパートナーシップを持っていくためには地方の意見を十分聞いていただいて、そしてその改正をするべきだといういえばそういう申し入れ、要望を政府あるいは民主党の方にも行ってきたわけでございます。要は今、地方にとりようによりましてはあなた方のいけば自主権を高め、権利を高めるといふうに言われるわけでありましてけれども、これは私もずっと言ってきたんですけれども、仕事をするためには人と物と金が当然伴う、そういうものについてどう考えていらっしゃるのか。仕事だけやって、それは政府の方は、あるいは管理を今までしてきた側はスリムになるかもわかりませんが、私ども受ける側は当然そこには人もお金もかかるわけでありまして、それなりのものをやっぱり出していただくかんとうまくそれが整合していかんということをお願いしているわけでございます。これはもう恐らく全国町村会の中で広まっていくだろうというふうに思いますけれども、要するに地方が受けていいものは受けていいですけれども、財源措置、使途、そういうものも含めてもっと地方の話をよく聞いていただいて、そして施行してほしいという要望は現状いたしておるわけでございます。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

そういう中で必要性に迫られて今回のこうした条例の改定もあるというふうに思うんですけども、そういう部分では公営住宅法の中では同居基準の廃止がされてる中で、引き続きそこは今回条文に盛り込んで具体的に今の入居条件が変わらない形の中でのことは示されてるというのが一定評価したいと思っておりますけれども、もう一つ、これはちょっとそういう質問していいのかどうかよくわからないんですが、今回、先ほどいわゆる地域の自主性、自立性という部分では、これは私が以前一般質問した入居基準の中でいわゆる自治会加入の問題、こういう部分も場合によっちゃあ今回のこうした法の改正の中では地域の自立性、自主性の中でそういう部分が盛り込まれなかったのかというところができなかったのかなという部分で、ちょっとその辺ができる、できないも含めて御答弁いただければなというふうに思いますけど。

議長 (山口経正議員)

葉山町長。

町長 (葉山友昭君)

まず、この自治会のとらまえ方でありまして、これはあくまでそこに住んでいらっしゃる皆さん方の任意組織だということで国はとらまえているようございまして、なかなか自治会の加入・未加入、そういう問題については上がっていないようございまして。

ようやくこれは盛んにこのごろ、東日本の震災も含めてでありますけれども、きずなということがよく言われるわけでありまして、そのきずなの原点はやっぱり地域のコミュニティーをどうしてきたのかということが問われている、そういうことがよく言われます。長崎県におきましては、新しい県の事業としてコミュニティーの推進のために行政事業を組んでやるとい

う知事の話でございます。そういうことで、私もそのとき発言をさせていただいたわけでありましてけれども、当然そういう状況で住んでいただくということは大変ありがたいわけでありましてけれども、自治会の未加入、そういうものについてもう少し踏み込んだ対応が欲しいということをお願いした。そのとき県の方からも、あるいは各市の方からも来たわけですが、長与の方は今大体自治会加入が85パーぐらいのところにある。長崎市あたりはもっとぐっと低いわけですね。これはそういうこと言えばまた皆さんから怒られるかも知れませんが、まだうちはよかったいなという思いをしたわけで、もう自治会加入が50%とか60%とかというそういう地域もあるようございまして、やはりこのことは私どもが行政を進めさせていただく立場の上からもこの長与の場合は特に自治会に加入していただければもっと地域の連帯、連携が深められていくというふうに思っております、私どももこのことについては大きな行政課題の一つというふうに位置づけをいたしております、今後もこの未加入につきましては加入をしていただきますような努力をしていきたいというふうには思っております。

ただ、国の方は、そこまで何かまだどうか、具体的なあれは出てきていないようでございます。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第7号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第8、議案第8号、長与町地域自立支援協議会条例、日程第9、議案第9号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

ただいま一括議題としております議題について、提案理由の説明を求めます。

葉山町長。

町長 (葉山友昭君)

ただいま一括上程をしていただきました議案第8号、長与町地域自立支援協議会条例、議案第9号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第8号、長与町地域自立支援協議会条例についてでございます。

この条例は、長与町における障害者の地域生活を支援するため、その中核的な役割を果たす協議の場としての長与町地域自立支援協議会の設置、組織、運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第1条は、この協議会の設置について規定したものでございます。設置根拠といたしまして、障害者自立支援法第77条第1項第1号の規定に基づき制定をするものでございます。

第2条は、協議会の任務について規定をしたものでございます。第1号では委託相談支援事業者の運営評価を行うこと、第2号から第8号までは障害者の支援のために障害者福祉に関する事項や関係者による連携及び支援体制等に関し協議することを規定したものでございます。

第3条、第4条及び第5条は、地域自立支援協議会の組織について規定したものでございます。委員の定数を20人以内で構成し、その委員は行政機関、支援事業者、医療関係者、障害者等の福祉に関する活動に従事する者などの中から任命することといたしております。また、委員の任期を2年とし、委員の中から会長を選出し、協議会を代表することを規定をいたしております。

第6条は、協議会の会議の開催方法、会議の成立及び議事の決し方等について規定したものでございます。

第7条は、委員の守秘義務を規定したものでございます。

第8条は、条例の施行に関し必要な事項に関し、町長に委任する旨の規定でございます。

なお、附則でございますが、本条例の施行日を公布の日といたしております。

以上が議案第8号の主な内容でございます。

続きまして、議案第9号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本条例は、ただいま御提案を申し上げます長与町地域自立支援協議会の設置に伴い、当協議会の委員の報酬及び費用弁償につきまして規定するものでございます。

改正の主な内容は、別表の町長の部に長与町地域自立支援協議会会長の報酬として月額7,400円、委員として月額7,000円を定めるものでございます。

なお、附則につきましては、本条例を平成24年4月1日から施行することといたしております。

以上が議案第9号の提案理由の御説明でございます。

議案第8号、9号につきましては、以上が主な内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長

(山口経正議員)

これから質疑行います。

まず、議案第8号について、質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

18番。本件も委員会に付託されますが、少しだけお伺いしたいと思います。障害者自立支援法が始まって6年、7年ぐらいですかね。今障害者自立支援法については、今後廃止、見直し等々の方向が進められてる中でなぜ今この自立支援協議会の設立なのかなというところで、その辺についてお伺いしたいというふうに思います。

議長

(山口経正議員)

平田福祉課長。

福祉課長

(平田清史君)

なぜ今の設立かと申しますと、自立支援改正法というのが制定をされておりました、それに基づいて平成24年の4月1日までにはこの協議会を設立するということが厚生労働省の課長通知で来ておりますので、それに従いまして今回改正をお願いしたところでございます。

議長

(山口経正議員)

河野議員。

18番

(河野龍二議員)

いわば新たな法律に向けての取り組みで受けとめていいものなのか。ただ、これまでもこの自立支援法が進められる中でこうした任務の中のこういう部分というのは比較的いろいろと協議の必要性があったのじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺については今まではどのような形で対応されていたのでしょうか。

議長

(山口経正議員)

平田福祉課長。

福祉課長

(平田清史君)

これは相談事業が今まで県の事業となっておりました。それで平成24年度から改正法になりまして、町の方でするようになりましたので、今回のこの協議会をもちまして地域の自立支援のネットワーク強化と申しましょうか、これの中にまた県も入ったりとか、関係の福祉事務所とか、保健所とか、医療機関とか、サービス提供事業者、それとももちろん障害者本人の方たちもこの中に入りまして、総合的な形で障害者の福祉の事業の情報提供なりとかサービス提供をネットワークを図って向上させていこうというものでつくられております。

それと先ほど改正と申しましたが、これは設立でしたので、どうも申しわけありませんでした。

議長

(山口経正議員)

ほかに質疑ありませんか。
 (「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
 質疑なしと認めます。
 次に、議案第9号について、質疑はありませんか。
 (「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 ただいま議題となっています議案第8号、議案第9号は、文教厚生常任委員会に付託します。
 お諮りします。
 ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第8号、議案第9号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。
 御異議ありませんか。
 (「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
 異議なしと認めます。
 よって、議案第8号、議案第9号は、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。
 日程第10、議案第10号、長与町税条例の一部を改正する条例を議題とします。
 本案について、提案理由の説明を求めます。
 葉山町長。

町 長 (葉山友昭君)
 議案第10号、長与町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。
 本条例につきましては、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るため、地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律等が国会において可決され、この法律が公布、施行されたことに伴い、長与町税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。
 第95条の改正は、県たばこ税から町たばこ税へ税源移譲によるもので、1,000本につき4,618円を5,262円に引き上げる改正でございます。
 附則第9条の改正は、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例を定めた条文で、その条文を削除する改正でございます。
 附則第16条の2の改正は、条文の整理及び先ほど御説明をいたしました第95条の改正と同様、旧3級品に係るたばこ税の県から町への税源移譲によるもので、1,000本につき2,190円を2,495円に引き上げる改正でございます。

附則第22条の改正は、昨年6月の第2回定例会で可決をいただきました東日本大震災に係る雑損控除額の特例を定めた条文を所得税法及び地方税法が一部改正されたことにより改正するものでございます。

附則第25条の改正は、附則第24条の次に1条を加えたもので、平成26年度から平成35年までの10年間、個人町民税の均等割を500円引き上げる改正でございます。

次に、附則でございます。

第1条では、本条例を公布の日から施行することといたしております。ただし、附則第9条の改正規定及び附則第2条の規定は平成25年1月1日から、第95条、附則第16条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定は平成25年4月1日からそれぞれ施行することになっております。

第2条は町民税に関する経過措置を、第3条は町たばこ税に関する経過措置をそれぞれ規定をいたしております。

以上が本議案の主な内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第10号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第11、議案第11号、長与町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

葉山町長。

町長 (葉山友昭君)

議案第11号、長与町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

長与町の介護保険事業につきましては、介護保険法の規定により、3年で1期とする事業計画により運営をいたしております。平成23年度は、第4期の最終年度となっております。

今回、平成24年度から平成26年までの3カ年の事業計画を策定をするに当たり、サービス見込み量を推計をし、介護保険運営協議会において5回の審議を重ねていただき、長与町老人福祉計画・第5期介護保険事業計画を策定をいたしました。この計画に基づき、介護保険料の改定について提案するものでございます。

まず、第14条の改正は、第1項中、適用期間を平成24年度から平成26年度までといたしております。また、第1項第1号から第7号までに掲げる第1号被保険者の保険料の額をそれぞれ改正するとともに、新たな所得段階を設け、その保険料の額を9万7,200円にいたしております。

第32条及び附則第4項の改正は、今回の改正に合わせて条文を整理するものでございます。

なお、附則におきましては、第1項及び本条例の施行期日を平成24年4月1日といたしております。

また、経過措置として、第2項で、平成23年度分までの保険料につきましては、なお従前の例によることと規定をいたしております。

さらに、第3項及び第4項では、平成24年度から平成26年までにおける保険料の特例として、改正後の第2段階と第3段階の間に所得段階を1段階設け、その保険料の額を4万2,100円と、第3段階と第4段階の間に1段階を設け、5万8,300円とそれぞれ規定をするものでございます。

以上が本案の主な内容でございます。

なお、議案に参考資料として保険料の新旧対照表を添付をいたしておりますので、御参照を賜り、御審議を賜りたいと思います。

以上が本案の主な内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑行います。

質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

この議案も委員会に付託される予定なので、その中で詳しく議論がされると思いますが、一つだけ伺いたしたいと思います。今回の提案は、第5期の介護保険事業計画のもとで保険料の引き上げが提案されております。先ほどの提案、町税の部分でも一定町民税の負担がふえてくると。昨年は国民健康保険税が数年ぶりに引き上げられるということで、今回介護保険も引き上げられるということで、非常に負担増が町民の生活を大変苦しめるのではないかとというふうに予測されます。そういう意味ではこの介護保険については国の方もいろいろと保険料が上がることからいろんな努力をするようにというふうな部分が示されてるようです。そうした努力をした結果、こういう状況に

なったものなのか、もう一つ、今回基準額でいいますと6万4,800円という金額になっております。これが県下でどうした、あちこちの県下の自治体聞いてみますと、先日は長崎新聞でも介護保険料の引き上げが提案されてるという状況もありましたし、各町でも今回保険料の改定がされてるようです。そうしたことを踏まえてこの長与町の6万4,800円というのが県下でどれくらいの位置にあるものなのか、その2点をお伺いしたいというふうに思います。

議 長 (山口経正議員)

藤井介護保険課長。

介護保険 (藤井尚武君)

課 長 お答えします。

努力した結果でそうなったのかということでございました。この事業計画につきましては、平成21年度からの第4期の実績等を積み上げながら、26年度までの予想、推計をいたしまして立てた金額でございます。努力をしたと申しますのは、この推計につきましてはかなりシビアに数をつかんできたところでございます。

それと次に、県下の状況ということでございます。各保険者とも今回の2月議会、3月議会に提案をしております。ですからまだ決定という段階ではございませんけれども、今の把握できている範囲では現在長与町、19保険者がございまして、上から9番目と。第4期が21保険者ありまして、5番目でしたので、若干順位的には下がったということになろうかと思っております。以上です。

議 長 (山口経正議員)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第11号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

場内の時計で10時45分まで休憩します。

(休憩 10時30分～10時45分)

議 長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12、議案第12号、町道路線の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

葉山町長。

町 長

(葉山友昭君)

議案第12号、町道路線の認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案の後に位置図、路線図を添付をさせていただいておりますので、あわせて御参照を賜りたいと思います。なお、路線図は起点を丸、終点を三角で表示をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

今回認定をお願いする路線は、高田郷城の平地区に民間開発で宅地造成に伴う道路整備によるものでございます。

路線としては、団地名がアップルタウンと命名をされており、町道アップルタウン線として、延長185メートル、幅員6メートルでございます。

以上、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道路線の認定をお願いするものでございます。

以上が本案の主な内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑行います。

質疑ありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番

(西田 敏議員)

ちょっと念のため、町道の名称が非常にユニークでございますが、今まで町道でこういう固有名詞、普通町道何号線というものについて、例えばニュータウンあたりでも町道はイチョウ通りは町道名の名称ではないわけですね。ほかにこういう例がどれくらいあるのか教えてください。

議 長

(山口経正議員)

平野建設部長。

建設部長

(平野光夫君)

今、議員さんが言われたニュータウンのイチョウとかそういう名称のやつはありますけども、今回アップルタウンとしてというのが多分初めてかなと思いますけども。以上です。

議 長

(山口経正議員)

いいですか。

暫時休憩します。

(休憩 10時48分～10時48分)

議 長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設部長 平野建設部長。
(平野光夫君)

議 長 濟みません。ちょっと私勘違いしてまして、団地名、例えば緑ヶ丘とかサニータウンとか、そういうところの同じ名称使ってサニータウン何号線、緑ヶ丘何号線という名称あります。私ちょっと個人的にアップルタウンというのが果物とかそういう解釈でほかにありませんということでは言いましたけども、団地名に関しましては同じ団地名を使った路線が先ほど言った緑ヶ丘、サニータウン等がございます。濟みませんでした。

17番 議 長 (山口経正議員)
西田議員。
(西田 敏議員)

議 長 大体わかりましたけれど、サニータウン線とかそういう大きな団地の名称ならば理解はできますけれども、これ地図を見る限り10何世帯の団地ですよ。あと延長する計画もあるのかどうかわかりませんが、少なくとも行きどまった道に見えますけれども、こういう名前をつけ出すと今後の小さな開発でもユニークな名前をつけて、ひとつ団地の宣伝にも使おうかというようなことも多く考えられると思いますけど、この町道の名称のつけ方についてはいろんな規定はないんでしょうか。

管理課長 議 長 (山口経正議員)
吉村管理課長。
(吉村 了君)

議 長 規定はございません。今回アップルタウンにした理由と伺いますか、小さい団地でしたけども、わかりやすい路線ということでちょっと団地名を入れさせていただきました。

議 長 (山口経正議員)
ほかに質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第12号は、建設産業常任委員会に付託します。
お諮りします。
ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第12号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、議案第12号は、3月22日までに審査を終了するよう、期限を

町 長

つけることに決定しました。

日程第13、議案第13号、平成23年度長与町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

葉山町長。

（葉山友昭君）

議案第13号、平成23年度長与町一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページお願いいたします。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ6,275万円を減額をいたしまして、補正後の総額を124億2,632万1,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正により説明を申し上げます。

歳入の1款町税では、町民税、固定資産税、町たばこ税及び都市計画税を増額計上をいたしております。

8款地方特例交付金及び9款地方交付税の普通交付税では、交付額の決定により増額計上をいたしております。

13款国庫支出金では、長与小学校校舎建築事業費の23年度分事業費に対応する公立学校施設整備費負担金の減額と学校施設環境改善交付金の増額、同じく今年度事業費に対応する市街地整備総合交付金の減額等を計上いたしております。

14款県支出金では、福祉医療費補助金、安心子ども基金事業費補助金の増額等を計上をいたしております。

15款財産収入では、財政調整基金を含め各基金からの運用収入と、財産売り払い収入を増額計上をいたしております。

16款寄附金では、一般寄附金1件、民生費寄附金1件、ふるさと長与応援寄附金4件、合わせて6件の御寄附を計上いたしております。

17款繰入金では、財源調整のための財政調整基金繰入金の減額と、歳出の執行見込み額による財源調整としての地域福祉ボランティア基金繰入金の増額及び義務教育施設整備基金繰入金の減額を計上いたしております。

18款繰越金は、確定額のうち未計上分を増額をいたしております。

3ページの19款諸収入には、後期高齢者医療健康診査委託費の増額と、長崎縣市町村振興協会市町村配分金の減額を計上いたしております。

20款町債では、それぞれの事業費の変更、特定財源の調整及び発行総額抑制の観点から、最終予定額に合わせた補正額を計上をいたしております。

続いて、4ページからの歳出の主なものについて説明を申し上げます。

2款総務費では、財政調整基金等各基金への積立金の増額や、長与町ふれあいセンター管理費で西彼中央土地開発公社所有用地の一部を買い戻す経費等を計上をいたしております。

3款民生費では、幼児医療費の増額、国民健康保険特別会計繰出金の増額、

高田保育所建てかえに関連する西彼土地開発公社保有用地の一部を買い戻す経費の補正、保育所運営費補助金等の補正、介護保険特別会計繰出金の増額、後期高齢者医療療養給付費負担金の増額を計上いたしております。

4 款衛生費では、長与・時津環境施設組合負担金等不用額見込みによる減額や、長崎市に処理をお願いをいたしております下水道区域内の排水管の整備に係る負担金の増額を計上いたしております。

6 款農林水産業費では、不用額の見込みにより、ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金等の減額を計上いたしております。

7 款商工費では、信用保証料補給補助金の減額を計上いたしております。

8 款土木費では、南陽台団地の地下水変動調査に係る測量調査委託料の追加、国の補助事業である市街地整備総合交付金事業の最終事業費調整による補正、土地区画整理事業特別会計繰出金の増額、街路事業費の事業費調整に係る補正、不用額見込みによる耐震診断補助金の減額等を計上いたしております。

4 ページからの 10 款教育費では、各基金への積立金の増額、長与小学校校舎建築事業費の事業費調整に係る補正、移動図書館車の導入時期の変更に伴う補正、体育施設整備工事費の増額等を計上いたしております。

12 款公債費では、地方債に係る利子の最終見込みによる補正と、一時借入金利子分の概算減額を計上いたしております。

以上が歳入歳出予算補正の主な内容でございます。

続いて、6 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費補正では、変更分として、土地区画整理事業特別会計繰出金の増額 1 件、追加分として、電算システム運用開発委託料以下 9 件につきまして、年度内の完了が困難であると見込まれる繰越予定額をお願いをいたしております。

7 ページをお願いいたします。

第 3 表、債務負担行為補正では、公用車リース料について期間を 1 年間延長するお願いでございます。

8 ページをお願いいたします。

第 4 表、地方債補正では、し尿投入施設整備事業以下 4 件につきまして、限度額の変更をお願いするものでございます。

以上が補正の主な内容でございます。

議案の後に説明書を添付をいたしておりますので、御参照を賜りたいと思います。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑行います。

質疑ありませんか。

19 番、吉岡清彦議員。

19 番 (吉岡清彦議員)

質問いたします。説明書の方の 21 ページ、11 目のふれあいセンター管理費の中で公有財産の購入費 1 億 3,400 万ですか、これが場所的にどの

地域なのか、そしてその用途としてこれがどういう形で今後なっていくのか、1点ですね、お願いします。

それと29ページ、一番下段の1億1,600万の町道新設が、これがマイナスですけども、どういう形になったのかより詳しくお願いします。

あと31ページの上段の公有財産購入費がマイナス5,300万、これがどういう形でマイナスになったのか、条件がどういう形でマイナスになったのか、ちょっとその点を質問いたします。よろしくお願いします。

議長 (山口経正議員)

中山地域政策課長。

地域政策課長 (中山祐一君)

21ページの2款1項11目ふれあいセンター管理費の公有財産購入費ですけれども、これがふれあいセンターの2段目ですね、今回保育所用地としても購入をされますけれども、あと残りの大部分の部分が駐車場として利用するというので購入をさせていただく。

議長 (山口経正議員)

日野都市整備課長。

都市整備課長 (日野 勉君)

29ページの工事請負費の1億1,600万減の理由でございます。今年度は旧まち交で4路線計画しておりまして、そのうち高田小学校線というのがループのどこなんです、これが県事業がループなんです、その横の高田小学校線の玄関から百合野方面に行く道路を計画しておりましたが、高田の方の繰り越しの理由によりその分は外しております。

それから2路線ございまして、もう一路線が池堂西時津線ということで、これも用地補償と工事の一部を考えておりましたが、この辺は工程的なものがありましたので、この分の本工事を外しております。以上です。

それと31ページの用地費の5,385万6,000円の減額理由でございますが、これもまち交の分でございます、主な理由といたしまして池堂西時津線、これ最初の計画よりも実際減った分ということと、あと平木場線の分、これも用地を計上しておりましたが、22繰りの方で充当しましたので、その分が落ちております。

それとあと一路線、自由が丘団地から高田南の区画道路の方へ連絡する道路で、今年度測量設計と用地を計上しておりましたが、道路勾配の基準の方がかなり急勾配になっておりまして、新たに見直す必要がございましたので、用地の方はちょっとできなかったということで、その分は落としております。以上です。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第13号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第14、議案第14号、平成23年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

葉山町長。

町長 (葉山友昭君)

議案第14号、平成23年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,438万1,000円を追加して、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,762万5,000円とするものでございます。

今回は医療給付費の伸びが大きかったことと、昨年度に追加交付を受けました療養給付費負担金につきまして実績報告に基づき返還するようになり、当初予算で算定した歳出額に対する歳入額が残った基金等を取り崩しても不足となり、医療費等の支出に不足が生ずると計算されることから、一般会計から法定外の繰り入れをお願いした補正となっております。

それでは、歳入歳出につきまして御説明を申し上げます。

予算書の2ページお願いいたします。

3款から7款の補正額につきましては、現時点による交付金等の決定によるもので、医療費の大幅な伸びや共同事業費等の実績による交付額決定によるものでございます。

9款1項他会計からの繰入金は、医療給付費及び国への返還金に充てる額を一般会計より繰り入れるもので、次年度以降において段階的に繰入額の調整により対処してまいりたいと考えております。

2項基金繰入金は、先ほど申し上げました理由と同様に、歳入不足を補うため、残った基金のすべてを取り崩すものであります。これによりまして基金の残はなくなりましたので、次年度から鋭意努力し、少しずつ蓄えていく必要があると考えております。

次に、歳出でございます。

3 ページお願いいたします。

1 款 1 項総務管理費につきましては、連合会の国保システムが更新され、新しく全国統一システムとなりましたが、その稼働時期がおくれたことによる経費の増を県内全市町で分担して支払うもので、7 万 5,000 円を増額をいたしております。

2 款保険給付費につきましては、先ほど御説明を申し上げましたように、第 2 号補正で増額させていただきましたが、それ以上に支出が伸びたことによるものでございます。

一般被保険者療養給付費が前年同期に比べ 3.9%、退職被保険者等療養給付費が同じく 49.9%伸びております。

額につきましては、一般が第 2 号補正時の月平均 1 億 9,900 万円が月平均 2 億 300 万円に、退職等が同じく第 2 号補正時の月平均 1,619 万円から 2,100 万円に伸びております。

このことにより、療養諸費について、既定予算 2 億 4,549 万 5,000 円に対し、5,778 万 9,000 円を増額をし、2 億 3 億 2 億 8 万 4,000 円とするものでございます。

これは一般被保険者療養給付費として 3,745 万 9,000 円、退職被保険者等療養給付費として 2,033 万円をそれぞれ増額をいたしております。

7 款共同事業拠出金であります。高額医療費共同事業医療費及び保険財政共同安定化事業に対する拠出金の決定通知による減額でございます。既定予算 4 億 9,824 万 7,000 円に対し、2,892 万 2,000 円を減額をし、4 億 6,932 万 5,000 円とするものでございます。

1 1 款 1 項償還金及び還付加算金であります。療養給付費の交付時の算定が 3 月から 11 月までの医療費分を基礎として算出するため、例年翌年度に過年度返還金として 2,000 万円前後を返還をいたしておりましたので、今年度もこの金額を想定をしておりましたが、22 年度末に国から追加交付された額について、医療給付実績と一致しないとのことから、返還することとなりました。これは県内すべての市町が該当をいたしております。

既交付額 5 億 7,368 万 5,526 円に対し、決定額が 5 億 1,824 万 5,956 円となり、追加交付分の 3,246 万円を含め、5,543 万 9,000 円を返還するものでございます。

以上が今回補正の主な内容でございます。

なお、説明資料といたしまして、平成 23 年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）に対する説明書を添付をいたしておりますので、御参照を賜りたいと思います。

以上が主な内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑行います。

質疑はありませんか。

18 番、河野龍二議員。

18 番 (河野龍二議員)

1点だけお伺いします。説明書の14、15ページの、町長も説明がありましたが、過年度療養給付費の返還金ですが、追加交付された額も含めて返還をするというふうなことで、ちょっとここら辺がなぜそういう実態になったのかももう少しわかりやすく詳しく説明していただけないでしょうか。

議長 (山口経正議員)

田島健康保険課長。

健康保険課長 (田島弘明君)

今、町長が御説明いたしましたような内容なんですけれども、これにつきましてはどうも東日本大震災が絡んだ返還のようでございます。はっきりした答え県の方に確認したんですけれども、22年度は全体的なものがあったから各市町に配分したということだったんですけれども、やはり今回国の方からきちんとした計算により各市町へ交付するのが正ということで再度計算をされて、返還が生じたということでございます。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第14号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第15、議案第15号、平成23年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

葉山町長。

町長 (葉山友昭君)

議案第15号、平成23年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ789万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,487万4,000円とするもので

ございます。

第1条第2項では、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものといたしております。

それでは、歳入につきまして、御説明を申し上げます。

予算書の2ページお願いいたします。

1款1項後期高齢者医療保険料は、671万円を増額計上をいたしております。

3款1項一般会計繰入金は、118万9,000円を増額計上をいたしております。

それぞれ最終見込み額での計上でございます。

次に、歳出でございます。

3ページお願いいたします。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、789万9,000円を最終見込み額により増額計上をいたしております。

以上が今回の補正の主な内容でございます。

なお、本案に対する説明書を添付をいたしておりますので、御参照を賜りたいと思います。

どうぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第15号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第16、議案第16号、平成23年度長与町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町 長

葉山町長。

(葉山友昭君)

議案第16号、平成23年度長与町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ8,456万円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ24億7,860万円、介護サービス事業勘定の歳入歳出それぞれ290万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ2,120万2,000円とするものでございます。

予算書の2ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入につきましてで御説明を申し上げます。

3款国庫支出金、4款支払い基金交付金、5款県支出金、7款繰入金につきましては、保険給付費の最終見込み額により増額補正をいたしております。

8款繰越金につきましては、平成22年度決算による繰越金でございます。

3ページお願いいたします。

歳出でございますが、2款1項介護サービス等諸費は8,456万円増額計上をいたしております。最終見込み額によるものでございます。

4ページお願いいたします。

明許繰り越し費でございます。介護保険事業として、260万円をお願いをいたしております。

次に、介護サービス事業勘定について御説明を申し上げます。

歳入でございます。

5ページお願いいたします。

2款1項繰越金は、290万8,000円を増額計上をいたしております。これは平成22年度分の繰越金でございます。

6ページお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1款1項指定介護予防支援事業費を290万8,000円増額計上をいたしております。

以上が今回補正の主な内容でございます。

なお、説明資料として説明書を添付をいたしておりますので、御参照賜りたいと存じます。

どうぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第16号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第17、議案第17号、平成23年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

葉山町長。

町長 (葉山友昭君)

議案第17号、平成23年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ500万円を減額いたしまして、補正後の総額を10億8,005万5,000円とするものでございます。

それでは、歳入について御説明を申し上げます。

予算書の2ページをお願いいたします。

1款1項国庫補助金は、補助事業費の変更に伴い、3,271万円を減額計上するものでございます。

2款1項県補助金は、同じく補助事業費の変更に伴い、50万円を減額計上するものでございます。

4款1項一般会計繰入金につきましては、補助事業費の変更に伴い、2,821万円を増額計上するものでございます。

次に、歳出でございます。

3ページお願いいたします。

1款1項都市計画費500万円につきましては、歳入で御説明申し上げましたように、補助事業費の変更に伴い、県事業の委託料を減額するものでございます。

4ページお願いいたします。

繰越明許費として、高田南土地地区画整理事業で2億7,660万円をお願いをいたしております。

内容につきましては、工事が4件、補償が2件となっております。

以上が今回補正の主な内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)
これから質疑行います。
質疑はありませんか。
13番、佐藤 昇議員。

13番 (佐藤 昇議員)
1点だけお伺いいたします。国と県の事業費が減額したために一般会計からの繰入金が増えたのかなという理解をしておりますが、これの詳しいいきさつをもうちょっと教えてください。

議 長 (山口経正議員)
日野都市整備課長。

都市整備
課 長 (日野 勉君)
御説明申し上げます。
まず、国庫補助金3,271万減額がございましたが、この7ページの方に詳細に、上段に活力基盤が271万、これ一応5%留保で戻りましたけども、事業の関係上、事業費が落ちまして、200万ぐらい落ちてます。
それから次の下に市街地整備総合交付金3,000万とございますが、これは通常事業費が1億5,000万でございまして、その4割充当分が6,000万、これ当初予算6,000万でしてございましたが、まち交の全体的な調整の関係上、例えば過年度に余分にもらったりしていたとか、そういう調整上3,000万落としてございまして、これが主な理由でございます。以上です。

議 長 (山口経正議員)
ほかに質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第17号は、建設産業常任委員会に付託します。
お諮りします。
ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第17号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、議案第17号は、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。
日程第18、議案第18号、平成23年度長与町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

町 長

本案について、提案理由の説明を求めます。

葉山町長。

(葉山友昭君)

議案第18号、平成23年度長与町水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページお願いいたします。

今回の補正は、第2条、収益的収入及び支出の収入で、第1款水道事業収益、第1項営業収益を1,734万7,000円の減額補正を行い、総額を6億9,944万2,000円といたしております。

これは水道料金及び加入金の減額が主なものでございます。

支出では、第1款水道事業費、第1項営業費用を489万1,000円及び第2項営業外費用を158万2,000円の増額補正を行い、総額を5億8,715万4,000円といたしております。

これは減価償却費及び消費税及び地方消費税の増額によるものでございます。

次に、第3条、資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入、第1項負担金を393万8,000円の減額補正を行い、総額を1,078万7,000円といたしております。これは高田南土地地区画整理事業に伴う負担金の減額でございます。

支出では、第1款資本的支出、第1項建設改良費を3,220万円の減額補正を行い、総額を3億4,918万7,000円といたしております。

これは入札等による工事請負費の減額が主なものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,840万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,030万8,000円、過年度分損益勘定留保資金1,000万円、当年度分損益勘定留保資金1億1,001万2,000円、減債積立金1億1,957万1,000円及び建設改良積立金8,850万9,000円で補てんする予定でございます。

以上が今回補正の主な内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第18号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう、期限

をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第19、議案第19号、平成24年度長与町一般会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

葉山町長。

町 長

(葉山友昭君)

議案第19号、平成24年度長与町一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度一般会計予算の総額を118億8,666万円といたしております。

この予算規模は、平成23年度に比べて3億5,802万円、2.9%の減となっております。本年4月に町長選挙が予定をされているため、義務的経費や継続的な経常経費を中心とした、いわゆる骨格予算という位置づけで編成をいたしております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから7ページまでの第1表、歳入歳出予算に記載をいたしておりますが、その主なものを御説明を申し上げます。

歳入の1款町税は、41億9,977万5,000円計上いたしております。前年度比1,453万3,000円、0.3%の増額でございます。個人町民税及び町たばこ税を増額する一方、固定資産税及び都市計画税を減額をいたしております。

2款地方譲与税から8款地方特例交付金までにつきましては、平成22年度決算額等を参考に合わせて1,500万円の減といたしております。

9款地方交付税は、3ページの10款交通安全対策特別交付金は、前年度同額を計上をいたしております。

11款分担金及び負担金では、児童福祉費負担金の保育料、清掃費負担金の長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金等2億6,257万4,000円を計上いたしております。

12款使用料及び手数料につきましては、都市計画使用料、住宅使用料の使用料及びごみ・し尿収集の手数料等の手数料、合わせて1億4,670万1,000円を計上いたしております。

13款国庫支出金は、15億1,832万5,000円、3億994万円の減でございますが、子ども手当負担金の減額が大きな要因となっております。

14款県支出金は、6億4,549万8,000円、7,791万5,000

円の減で、安心こども基金事業費補助金の減額が主なものでございます。

15款財産収入は、184万8,000円、1,278万6,000円の減で、普通財産売り払い収入の減によるものでございます。

16款寄附金は、前年同額でございます。

17款繰入金、2項基金繰入金では、財源調整として財政調整基金、減債基金からの繰り入れと、特定目的基金からの繰り入れ合わせて9億1,658万6,000円を計上いたしております。

18款繰越金は、前年同額でございます。

4ページをお願いいたします。

19款諸収入では、小規模企業振興資金預託金元利回収金など、雑入など、8,424万円を計上いたしております。

20款町債は、17億4,210万円、1億4,200万円の増額となっております。これは小学校施設整備事業債の増額によるものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

冒頭申し上げましたように、骨格予算として編成をいたしましたため、多くの科目で減額となっております。

1款議会費では、議員共済会給付費負担金の減額により1億6,927万8,000円の計上で、前年度比1,497万7,000円の減となっております。

2款総務費は、13億8,635万9,000円で、前年度比5,763万4,000円の減となっております。1項総務管理費での企画費や電子計算費の減、2項徴税费での賦課徴収費の減、4項選挙費の減等が主な要因でございます。

3款民生費は、36億3,684万9,000円、前年度比4億6,187万円の減となっております。1項社会福祉費の障害福祉費や、3項老人福祉費の後期高齢者医療費を増額した一方、2項児童福祉費で子ども手当を減額をいたしております。

4款衛生費は、11億2,751万2,000円で、前年度比2,515万6,000円の減となっております。予防接種委託料の減が主な要因でございます。

5款労働費は、3,574万2,000円で、ほぼ前年並みとなっております。

6款農林水産業費は、2億1,462万2,000円で、前年度比2,106万8,000円の増でございます。

1項農業費の農業委員会費、農業総務費及び農業振興費の増額が主な要因でございます。

7款商工費では、案内板等作成経費が減となり、5,418万9,000円を計上いたしております。

6ページの8款土木費は、15億6,706万円で、前年度比7,470万5,000円の減でございます。2項道路橋梁費は増、5項都市計画費の土

地区画整理費と街路事業費は減となっております。

9 款消防費は、前年度並みの 3 億 9,300 万 2,000 円を計上いたしております。

10 款教育費は、20 億 4,473 万 2,000 円で、前年度比 2 億 5,938 万 3,000 円の増となっております。2 項小学校費の長与小学校校舎建築事業費、3 項中学校費の教育振興費、6 項社会教育及び社会教育総務費等の増額が主な要因でございます。

11 款災害復旧費では、1,159 万 2,000 円、前年度比 132 万 5,000 円の減となっておりますが、今年度より職員の人件費を他の科目へ移行いたしましたので、事業費ベースでは増額計上となっております。

12 款公債費では、元金が微増、利子が微減となる見込みで、ほぼ前年度並みの 12 億 2,572 万 2,000 円を計上いたしております。

13 款諸支出金及び 14 款予備費は、前年度同額を計上をいたしております。

以上が歳入歳出予算の主な内容でございます。

8 ページをお願いいたします。

第 2 表、債務負担行為では、公用車リース料以下 7 件につきまして、期間及び限度額を定めております。

9 ページをお願いいたします。

第 3 表、地方債では、土地地区画整理事業以下 5 件につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

以上、概要を御説明を申し上げましたが、予算に関する説明書を添付をいたしておりますので、御参照を賜りたいと存じます。

以上が当初予算の主な内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑行います。

質疑はありませんか。

19 番、吉岡清彦議員。

19 番

(吉岡清彦議員)

では、説明書がありますので、ちょっと説明書を開きながら質問したいと思います。145 ページの教育関係ですけれども、ここで屋外運動場の整備費がありますけれども、明細見ると北小と南小で分かれてるみたいですが、どういう形でこのグラウンドというんですかね、工事をされていくのか、ちょっと内容的なことをお願いいたします。

それと同じ 155 ページ、社会教育関係になるんですけども、この中にたしか補助金の中では各小学校区に青少年育成協議会というのがありますけれども、その補助があってるわけですけども、その財源として何か社会福祉協議会からいただいているものをもって再度それを配分してるような中身を時々私も見るわけですけども、やっぱりその制度として余りよくないような気がしますので、それはいつまで続くか、あるいはまたいただくのか確定も難し

いですので、やっぱりこの本会計の方からそれぐらいはアップして今後検討していく必要があるんじゃないかという気がしますけども、それについての取り組みをよろしくお願いいたします。

議長

(山口経正議員)

森川教育総務課長。

教育委員会

(森川敏幸君)

総務課長

144ページ、145ページの10款教育費、2項小学校費、15節の工事請負費、屋外運動場整備工事費でございますけれども、これにつきましては北小と南小の運動場整備工事でございます。

その理由としましては、以前から北小、南小から老朽化によります運動場の改修要望があっておりまして、そしてまたそういう中で26年度には国体がございます。その練習会場になるということで今回整備をお願いしてるところでございます。以上です。

議長

(山口経正議員)

和泉生涯学習課長。

生涯学習

(和泉嘉彦君)

課長

先ほど吉岡議員さんの御指摘でございますけれども、社会福祉協議会の方から、ちょっと詳しい資料手元に持ち合わせておりませんが、青少年育成協議会の方に助成をいただいております。それにつきましてはそれぞれ各小学校区にございます育成協議会の方の活動にということで、それぞれ配分させていただいてるところでございますけれども、それは何と申しますか、過去の経緯等についてはちょっと存じない部分もございますけれども、社会福祉協議会の活動の中で各地区の青少年育成の健全に寄与していただくということでの趣旨でいただいているものというふうに理解をいたしております。

現在町の方でも予算化いたしまして、青少年育成協議会の活動補助金ということでちょうだいをしておりますけれども、それにつきましても各校区での活動に利用をいただいているというのが現状でございます。

議長

(山口経正議員)

吉岡議員。

19番

(吉岡清彦議員)

学校の南小、北小、何かどういう形で排水をよくするために底辺からやり直すかと、そういうグラウンドの老朽化どうか、それはいいんですけども、だからどういう形で変わっていくのか、そういう形をもう少しわかりやすく詳しく説明いただければと思います。

あともう一つの方の青少協の、足りないから向こうから私はもらっているという解釈をしてるんですね。だからそれよりもこちらの方で余り高くない金額だから今後検討してみたらどうかということをおっしゃるわけですね。以上2つです。

議長

(山口経正議員)

森川教育総務課長。

教育委員会

(森川敏幸君)

総務課長 先ほどの北小、南小の運動場整備工事の内容、工事概要につきましては、こちらと同じですけれども、表層土の入れかえということで、大々的にはできませんが、5センチぐらいの入れかえをするということと、それにあわせて排水勾配ですね、それを調整をするということの工事内容になっております。

議長 (山口経正議員)
和泉生涯学習課長。

生涯学習課長 (和泉嘉彦君)
これにつきましては社会福祉協議会そのものもやはり地域福祉といえますか、そういう意味合いも込めまして経費負担をしていただいているというふうに理解をいたしております。そんな、金額ははっきりとちょっと覚えておりませんが、高額ではなかったかと思っておりますけれども、社会福祉協議会の活動という意味の中でもやはりそういうふうな支出をされるというのは妥当ではないのかなというふうには理解をいたしております。

議長 (山口経正議員)
ほかに質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第19号は、総務常任委員会に付託します。
お諮りします。
ただいま総務常任委員会に付託しました議案第19号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、議案第19号は、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。
日程第20、議案第20号、平成24年度長与町駐車場事業特別会計予算を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
葉山町長。

町長 (葉山友昭君)
議案第20号、平成24年度長与町駐車場事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。
予算書の1ページお願いいたします。
平成24年度の駐車場事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ70

0万4,000円とするものでございます。

この予算額は、前年度より8万3,000円、1.2%の減額となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。

第2条の一時借入金借り入れの最高額は、500万円と定めるものでございます。

それでは、歳入につきまして御説明を申し上げます。

2ページお願いいたします。

歳入の主なものといたしましては、1款使用料及び手数料、1項使用料700万1,000円を計上をいたしております。

次に、歳出でございます。

3ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費は、670万3,000円を計上をいたしております。駐車場管理委託料が主なものでございます。

2項繰出金は、存目といたしております。

2款予備費は、30万円を計上をいたしております。

なお、本予算に対する内容につきましては、説明書を添付をいたしておりますので、御参照を賜りたいと思います。

以上が本予算の主な内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第20号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

場内の時計で13時15分まで休憩します。

(休憩 11時50分～13時15分)

議 長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第21、議案第21号、平成24年度長与町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

葉山町長。

町 長

(葉山友昭君)

議案第21号、平成24年度長与町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページお願いいたします。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ44億6,163万2,000円と定めるものでございます。

この予算額は、前年度より3億3,873万5,000円、8.2%の増となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。

第2条の一時借入金の借入額の最高額は、5億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。

それでは、歳入から御説明を申し上げます。

予算書の2ページお願いいたします。

1款国民健康保険税8億3,003万8,000円は、前年度比1億6,108万5,000円、24.1%の増を見込み、計上いたしております。これにつきましては、昨年12月議会で御承認をいただきました国保税の税率改定に準じて算出した結果でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金7億4,302万円は、療養給付費負担金につきまして、国の定率補助率の2%減を考慮したものとなっており、国庫負担金全体で、前年度比1,248万2,000円、1.7%の減となっております。

2項国庫補助金4億2,462万1,000円は、前年度比217万9,000円、0.52%の増の計上をいたしております。これにつきましては、財政調整交付金のうち、普通調整交付金の増額が大きな要因となっております。

4款療養給付費交付金は、退職被保険者分の医療費の支出により補てんされるものでありますが、医療費の大きな伸びを勘案し、前年度比6,647万1,000円、40.7%の増の2億2,967万円を計上いたしております。

5款前期高齢者交付金は、22年度精算額の増を含め、前年度比2億627万6,000円、18.5%増の13億1,957万7,000円を計上しております。

6款県支出金、1項県負担金2,846万円は、高額医療費共同事業負担

金2,086万3,000円と、特定健康診査等負担金759万7,000円で、同額を国庫負担金にも計上をいたしておりますが、前年度比74万2,000円、2.7%の増を計上しております。

2項県補助金2億1,117万円は、国の定率補助の減額分を県の財政調整交付金に増額するものが含まれ、前年度比4,205万5,000円、24.9%の増で計上いたしております。

7款共同事業交付金4億8,717万1,000円は、高額医療費共同事業交付金9,763万9,000円と保険財政共同安定化事業交付金3億8,953万2,000円を計上いたしておりますが、前年度比22万8,000円、0.05%の減でございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金は、一般会計繰入金で、1億5,618万4,000円で、前年度比45万4,000円、0.3%の減でございます。

2項基金繰入金は、財政調整基金が残っておりませんので、今回は計上いたしておりません。

10款繰越金3,000万1,000円は、前年度より減額して計上をいたしております。

次に、歳出でございます。

4ページをお願いします。

1款総務費3,112万8,000円は、1項総務管理費の委託料のうち、外国人登録法の廃止等による電算システム変更委託料が増となることが主な要因で、前年度比203万3,000円、7%の増となっております。

2款保険給付費31億4,292万2,000円は、前年度比2億6,744万6,000円、9.3%の増となっておりますが、その内容といたしましては、1項療養諸費28億3,729万9,000円が、前年度比2億4,588万6,000円、9.5%の増及び2項高額療養費2億8,251万円が、前年度比2,156万円、8.3%の増となっておることが主な要因でございます。

3款後期高齢者支援金4億8,362万8,000円は、前年度比3,737万1,000円、8.4%の増で、平成24年度概算分と平成22年度精算分を計上いたしております。

4款前期高齢者納付金58万7,000円は、前年度比70万8,000円、54.7%の減で、平成24年度概算額及び平成22年度分の精算額の減により計上をいたしております。

6款介護納付金2億362万8,000円は、前年度比997万8,000円、5.2%の増でございます。

7款共同事業拠出金5億1,674万9,000円は、高額医療費共同事業医療費拠出金8,345万3,000円及び保険財政共同安定化事業拠出金4億3,329万6,000円を計上をいたしておりますが、前年度比1,850万2,000円、3.7%の増でございます。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費3,634万1,000円は、前年度比424万7,000円、13.2%の増となっており、特定健康診査

等委託料について、平成24年度は現在策定をいたしております長与町特定健康診査実施計画の最終年度となります。計画目標値に近づけるような受診者数を見込み計上いたしております。

2項保健事業費1,320万6,000円は、保健衛生普及費285万2,000円と疾病予防費1,035万4,000円を計上しておりますが、前年度比115万円、0.9%の減でございます。

5ページをお願いいたします。

10款、11款、12款につきましては、大きな変更はございません。

なお、説明資料といたしまして、平成24年度長与町国民健康保険特別会計予算に関する説明書を添付をいたしておりますのでを御参照を賜りたいと存じます。

以上が本案の主な内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第21号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第22、議案第22号、平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

葉山町長。

町 長 (葉山友昭君)

議案第22号、平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ

れ3億7,789万6,000円と定めるものでございます。この予算規模は、前年度に比べて3,165万5,000円、9.1%の増となっております。

第1条第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によることといたしております。

予算書の2ページお願いいたします。

歳入について御説明を申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は、昨年度比7.1%増の3億354万6,000円を計上をいたしております。

3款繰入金7,368万9,000円は、事務費繰入金2,475万8,000円、保険基盤安定繰入金4,893万1,000円を計上いたしております。

4款繰越金は、存目計上でございます。

5款諸収入は、償還金及び還付加算金のほかは存目計上でございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項総務管理費936万8,000円は、昨年度比で458万9,000円の増となっておりますが、これは委託料に住民基本台帳法の改正に伴う後期高齢システム改修費を計上をしているためでございます。2項徴収費163万2,000円は、徴収に係る経費を計上をいたしております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金3億6,529万3,000円は、広域連合への保険料等の納付金でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は60万2,000円、2項繰出金は存目計上でございます。

4款予備費は、100万円を計上をいたしております。

以上が平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の主な内容でございます。

なお、説明資料として、予算に関する説明書を添付をいたしておりますので、御参照を賜りたいと存じます。

以上が本案の主な内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第22号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう、期限

をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第23、議案第23号、平成24年度長与町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

葉山町長。

町 長

(葉山友昭君)

議案第23号、平成24年度長与町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条第1項では、平成24年度の保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ24億7,185万7,000円、介護サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ1,829万4,000円といたしております。この予算規模は、保険事業勘定が1億2,093万6,000円、5.1%の増、介護サービス勘定は昨年と同額となっております。

第1条第2項では、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものといたしております。

第2条では、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によるものといたしております。

第3条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入限度額を保険事業勘定3億円と定めております。

それでは、歳入歳出の主なものについて、御説明を申し上げます。

2ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入から御説明をいたします。

1款保険料は、第1号被保険者の保険料を5億3,410万9,000円計上をいたしております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金は介護給付費負担金4億4,234万円を、2項国庫補助金は調整交付金、地域支援事業支援交付金を9,898万4,000円計上をいたしております。

4款支払い基金交付金は、第2号被保険者の保険料相当分で、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金6億8,980万5,000円を計上いたしております。

5款県支出金、1項県負担金は介護給付費負担金を3億2,389万2,000円、2項財政安定化基金支出金は1,332万円、3項県補助金は地域

支援事業交付金を736万5,000円計上をいたしております。

7款繰入金、1項一般会計繰入金は、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、その他一般会計繰入金を3億6,098万4,000円計上をいたしております。

8款繰越金は、前年度からの繰越金100万円を計上しております。

9款諸収入は、すべて存目計上でございます。

3ページお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項総務管理費は、1,622万4,000円を計上をいたしております。

2項徴収費は介護保険料徴収嘱託員報酬等として467万2,000円を、3項介護認定審査会費は認定審査会、認定調査に係る経費を3,520万9,000円計上しております。5項介護保険運営協議会費は、713万1,000円の減額となっておりますが、平成23年度は介護保険事業計画を策定するための経費を計上していたためでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は、要介護及び要支援の認定を受けた方が利用するサービス費を支払う経費で、前年度比5.5%増の23億5,763万9,000円を計上をいたしております。

3款地域支援事業費は、1項介護予防事業費を2,100万円、2項包括支援事業・任意事業費を2,400万円計上をいたしております。

4款基金積立金は、存目計上でございます。

5款公債費、1項公債費は、50万円を計上をいたしております。

6款諸支出金は保険料還付金を、7款予備費は1,000万円を計上をいたしております。

4ページをお願いいたします。

第2表は、保険事業勘定分の新たに設定する債務負担行為でございます。

次に、介護サービス事業勘定につきまして、御説明を申し上げます。

この勘定は、地域包括支援センターが行う要支援1・2の方へのケアプラン作成の収入を介護予防給付費収入として、ケアマネージャーの報酬、居宅事業者へのケアプラン作成委託料などを指定介護予防支援事業費として支出するもので、歳入を5ページに、歳出を6ページに記載をいたしております。

歳入歳出それぞれ1,829万4,000円を計上をいたしております。

以上が本案の主な内容でございますが、特別会計予算に係る説明書を添付をさせていただいておりますので、御参照を賜りたいと存じます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第23号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第23号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第24、議案第24号、平成24年度長崎都市計画事業長与町地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

葉山町長。

町長 (葉山友昭君)

議案第24号、平成24年度長崎都市計画事業長与町地区画整理事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億9,970万3,000円で事業の推進を図りたいと考えております。

4ページをお願いいたします。

地方債につきましては、高田南土地地区画整理事業に伴うもので、限度額1億円を計上いたしております。

歳入歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款国庫支出金、1項国庫補助金として、高田南土地地区画整理事業費補助金2億2,450万円を計上いたしております。

2款県支出金、1項県補助金でございますが、高田南土地地区画整理事業費補助金として4,600万円を計上をいたしております。

4款繰入金、1項一般会計繰入金は、6億2,705万9,000円を計上いたしております。

5款1項繰越金は、213万8,000円を計上をいたしております。

7款1項町債につきましては、高田南土地地区画整理事業の都市開発事業債を1億円計上をいたしております。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款土木費、1項都市計画費は、8億5,538万円を計上をいたしております。

事業内容といたしましては、主に都市計画道路高田線、高田小学校線、三千隠線、区画道路整備工事及び造成工事、建物移転補償費等を予定をいたしております。

2款公債費につきましては、起債償還金1億4,432万3,000円を計上をいたしております。

以上が平成24年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計の主な内容でございます。

説明書を添付をいたしておりますので、御参照を賜りたいと存じます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑行います。

質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

少しだけ伺います。説明の中でも今回の事業費が道路等々と造成工事、また建物移転補償ということで、町長の施政方針でもこの区画整理事業については高田線と高田小学校線のループを平成24年度完成に向け事業の推進を図るということでありましたが、この工事に係る、なかなかその答えが出てくるのかよくわからないんですけども、いわば道路工事に係る費用が何%ぐらいなのかと、造成工事、また建物移転、説明された中でおおよそそういうところが説明していただければお願いしたいというふうに思います。

議長 (山口経正議員)

平野建設部長。

建設部長 (平野光夫君)

ちょっと計算しますので、しばらく時間をお願いします。

議長 (山口経正議員)

暫時休憩します。

(休憩13時42分～13時42分)

議長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

平野建設部長。

建設部長 (平野光夫君)

済みません。工事費、道路工事としまして約23%でございます。補償費として約53%でございます。残りが24%、その他ということで、よろしく申し上げます。

議長 (山口経正議員)

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

19番、吉岡清彦議員。

19番 (吉岡清彦議員)

説明書の6ページの一般会計繰り入れ6億ぐらいありますけども、これ入

れて総額、今まで累計でどれだけなったのかというのと、説明書の方で24年度末で進捗率86%になってますけども、順調にこれが今後これまでに行く予定なのか、あるいは補償等々でまだ何かトラブルがあるのか、工事であるのか、ちょっとその点の1年間の見通しお聞かせください。

議長 (山口経正議員)

日野都市整備課長。

都市整備課長 (日野 勉君)

24年度予算ベースでの進捗率ですけども、これは86.3%になっております。

それから前段で質問のございました繰入金につきましては、今までの総額という意味でしょうか。当然繰入金は、事業費から国費、県費等を差し引いたものでございますので、事業ベースと同じく比例していくものでございますので、事業進捗率と同等というふうに理解しております。以上です。

議長 (山口経正議員)

答弁になっておらんようですけども、後でわかったら累計でいきますか。

日野都市整備課長。

都市整備課長 (日野 勉君)

繰入金自体の詳細な累計というのは出しておりません。以上です。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第24号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第25、議案第25号、平成24年度長与町水道事業会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

葉山町長。

町長 (葉山友昭君)

議案第25号、平成24年度長与町水道事業会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページお願いいたします。

第2条の業務の予定量といたしまして、平成24年度末給水戸数を1万5,388戸、年間総給水量を366万9,612立方メートル、1日平均給水量を1万54立方メートルと見込んでおります。

第3条の収益的収入及び支出の収入では、第1款水道事業収益6億9,951万円を見込んでおります。

この主なものは、水道料金の6億7,931万2,000円でございます。

支出では、第1款水道事業費5億9,634万円を予定しております。

この主なものは、水道施設等の維持管理費5億3,956万2,000円及び企業債の支払い利息など4,199万7,000円でございます。

第4条の資本的収入及び支出の収入では、第1款資本的収入972万5,000円を見込んでおります。

これは分岐工事負担金及び高田南土地地区画整理事業負担金でございます。

支出では、第1款資本的支出3億255万8,000円を予定しております。

この主なものは、第1浄水場2系沈殿池排泥装置取りかえ工事及び高田地区配水管布設工事などの建設改良費1億7,528万3,000円及び企業債償還金1億2,527万5,000円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億9,283万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額787万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,822万5,000円、減債積立金1億2,527万5,000円及び建設改良積立金4,145万7,000円で補てんする予定でございます。

2ページをお願いいたします。

第5条の一時借入金の限度額を3億円を予定しております。これにつきましては、災害等の緊急時に備えてお願いするものでございます。

第6条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用間といたしております。

第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費1億3,139万円及び交際費10万円を予定しております。

第8条の棚卸資産の購入限度額は、496万8,000円を予定しております。

以上が平成24年度長与町水道事業会計予算の主な内容でございます。

なお、説明書を添付をいたしておりますので、御参照を賜りたいと存じます。

以上が本案の主な内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第25号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第25号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第26、議案第26号、平成24年度長与町下水道事業会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

葉山町長。

町長

(葉山友昭君)

議案第26号、平成24年度長与町下水道事業会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページお願いいたします。

第2条の業務の予定量でございますが、平成24年度末排水戸数を1万5,311戸、年間総排水量を446万2,912立方メートル、1日平均排水量を1万2,227立方メートルと見込んでおります。

第3条の収益的収入及び支出の収入では、第1款下水道事業収益8億7,887万5,000円を見込んでおります。

この主なものは、下水道使用料6億5,616万円、一般会計からの補助金2億1,900万円でございます。

支出では、第1款下水道事業費6億7,017万8,000円を予定しております。

この主なものは、下水道施設等の維持管理費2億5,388万9,000円及び企業債の支払い利息1億1,081万8,000円でございます。

第4条の資本的収入及び支出の収入では、第1款資本的収入5,507万円を見込んでおります。

これは浄化センターより発生をいたします消化ガスの有効活用に係る設計委託、汚水管渠整備工事に伴う国庫補助金及び他会計負担金が主なものでございます。

支出では、第1款資本的支出4億2,284万5,000円を予定しております。

この主なものは、消化ガス発電設備設計委託及び高田南土地区画整理事業地区及び岡地区污水管渠整備工事等で1億9,038万9,000円、企業債償還金2億3,145万6,000円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億6,777万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額702万8,000円、過年度分損益勘定留保資金2億3,338万9,000円及び減債積立金1億2,735万8,000円で補てんする予定でございます。

第5条の債務負担行為につきましては、水洗便所改造資金に対する利子補給補助金として、平成25年度から平成29年度までの期間とし、限度額を5万円といたしております。

第6条の一時借入金につきましては、借入限度額を3億円といたしております。

2ページお願いいたします。

第7条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用間の流用を予定しております。

第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費7,834万9,000円、交際費10万円を予定しております。

第9条の他会計からの補助金につきましては、一般会計からの補助金2億3,100万円は起債の支払い利息等に充当する予定でございます。

以上が平成24年度長与町下水道事業会計予算の主な内容でございます。

なお、説明書を添付をいたしておりますので、御参照を賜りたいと存じます。

以上が本案の主な内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑行います。

質疑はありませんか。

13番、佐藤 昇議員。

13番 (佐藤 昇議員)

1点だけちょっと質問いたしますが、説明資料の中で24年度資金計画というのがありますがけれども、3ページですかね、その3つ目の前年度未収金というのが前年度決算見込みが5,200万ぐらいで、当年度が3億4,000万ぐらい、相当膨らんでるんですけども、これの中身は多分金融機関が年度末に休みなのかなということなのかなと思ったりしてるんですけど、それで先ほど水道のときも気づいたんですけども、水道の方の資金計画では前年度、当年度の数字の動きが逆なってるんですよ。ちょっとこの辺の流れがわからないもんですから、説明をお願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

暫時休憩します。

(休憩 13時58分～13時58分)

議長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

浦川下水道課長。

下水道課長

(浦川圭一君)

先ほどの件なんですけども、未収金につきましては御指摘のとおり曜日の関係で使用料が年度内に入ってないということが原因になっております。それで国費とか起債の関係も翌年度に入ってきてるという状態で、それが原因になっております。

議長

(山口経正議員)

佐藤議員。

13番

(佐藤 昇議員)

水道は終わりましたからもう質問できませんが、ということは下水道事業のこの前年度未収金については曜日の関係とか国からの補助金あたりが年をまたいで入ってるから未収金の計上額が大きいという理解でよろしいんですか。

議長

(山口経正議員)

浦川下水道課長。

下水道課長

(浦川圭一君)

そのように理解していただいて結構だと思います。

議長

(山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

19番、吉岡清彦議員。

19番

(吉岡清彦議員)

予算書の1ページの4条の資本的収入支出の欄の支出の方の建設改良の中で1億9,000万、液化ガスとか高田南とか岡地区は言われましたけども、より詳しく、特に液化ガスの件についての説明等々をいただければと思っております。よろしく申し上げます。

議長

(山口経正議員)

浦川下水道課長。

下水道課長

(浦川圭一君)

お答えいたします。

建設改良費の支出につきましては、岡地区の污水管布設工事、これを完了させて早期に供用開始を図るということで考えております。

それと高田南の施工にあわせまして随時管渠を布設していくということで考えております。

あと浄化センターの消化ガスを有効利用して今後発電システムをつくるということで、24年度に設計委託を予定をしております。以上でございます。

議長

(山口経正議員)

吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)
その浄化センターの消化ガスの件は、何年度ぐらいからもし稼働とずっと可能なんですかね。ちょっとそここのところお願いします。

議長 (山口経正議員)
浦川下水道課長。

下水道課長 (浦川圭一君)
予定では24年度で設計をいたしまして、25年度に工事をして完成の予定でございます。以上です。

議長 (山口経正議員)
ほかに質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第26号は、建設産業常任委員会に付託します。
お諮りします。
ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第26号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思っております。
御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、議案第26号は、3月22日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。
日程第27、議案第27号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
葉山町長。

町長 (葉山友昭君)
議案第27号、人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。
人権擁護委員につきましては、現在委員であります田中嘉昭氏の任期が本年の6月末日をもって満了となるわけでございます。引き続き田中氏を推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。
田中氏は、嬉里郷にお住まいで、平成15年3月に長崎県庁を退職をされ、平成21年7月から現在まで人権擁護委員として御活躍をいただいております。
人権擁護委員としての使命を果たされてきたこの実績もでございます。今後におきましても積極的な活動が期待をされるわけございまして、ぜひこの

人権擁護委員に推薦をしたいと考えておるところでございます。御審議の上、御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

反対、賛成、いずれでも結構です。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第27、議案第27号、人権擁護委員の推薦についてを採決します。

本案について、適任とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり適任とされました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(散会 14時06分)